

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成26年8月18日から平成26年11月10日

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部子ども課

(2) 対象事項

以下の民間保育園に対する平成25年度民間保育所運営費（人件費）補助金及び保育対策等促進事業費補助金

- ・学校法人福厳寺学園 平坂保育園
- ・社会福祉法人せんねん村 中野郷保育園
- ・学校法人大和学園 福地北部保育園

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

補助金の交付手続、履行の確認等はおおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 民間保育所運営費（人件費）補助金

補助金額は市の基準により算定した人件費が上限となるが、住居手当及び通勤手当で市の基準よりも過大に支給したものについても補助対象経費とし、補助金を交付していた。

過支給分の補助金については返還等の措置を取るとともに、今後は補助金額の適正な算出に努められたい。

(2) 保育対策等促進事業費補助金

補助金の実績報告を見る限り、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどの判断ができない。

補助金実績報告書の記載事項又は添付する資料の見直しを図り、補助金が適正に使用されたことを確認できるようにされたい。